

国保だより

静岡県薬剤師国民健康保険組合 〒420-0839 静岡市葵区鷹匠2丁目19-2 NT 鷹匠ビル
 TEL 054-255-4733 ・ FAX 054-251-6084 / メールアドレス sy.1959-kokuho@alpha.ocn.ne.jp
 ホームページアドレス <http://www.shizuyakukokuho.com/>

公 告

令和5年度 静岡県薬剤師国民健康保険組合 第1回組合会 開催

令和5年7月22日(土)静岡市内において、役員7名(欠席2名)、組合会議員28名(委任状含む、欠員2名)のもと、第1回 組合会が開催されました。

令和4年度事業報告及び令和4年度歳入歳出決算の認定並びに令和4年度歳入歳出決算剰余金の処分についての3議案を審議した結果、全議案が原案通り可決承認されました。

令和4年度 静岡県薬剤師国民健康保険組合 歳入歳出決算額

◇ 歳 入

(単位：円)

款	収入済額
1. 国民健康保険料	446,522,500
2. 国庫支出金	107,309,092
3. 前期高齢者交付金	0
4. 県支出金	0
5. 共同事業交付金	16,145,000
6. 財産収入	2,009
7. 繰入金	0
8. 繰越金	254,720,536
9. 諸収入	3,762,644
歳入合計	828,461,781

◇ 歳 出

(単位：円)

款	支出済額
1. 組合会費	1,054,788
2. 総務費	35,465,821
3. 保険給付費	281,683,306
4. 後期高齢者支援金等	102,109,178
5. 前期高齢者納付金等	36,370,515
6. 介護納付金	58,614,731
7. 共同事業拠出金等	15,771,784
8. 保健事業費	11,593,471
9. 積立金	42,000,000
10. 諸支出金	1,273,563
11. 予備費	0
歳出合計	589,937,157

◇歳入歳出決算額

(単位：円)

歳入決算額	828,461,781
歳出決算額	589,937,157
歳入歳出差引残額	238,524,624
次年度へ繰越	238,524,624



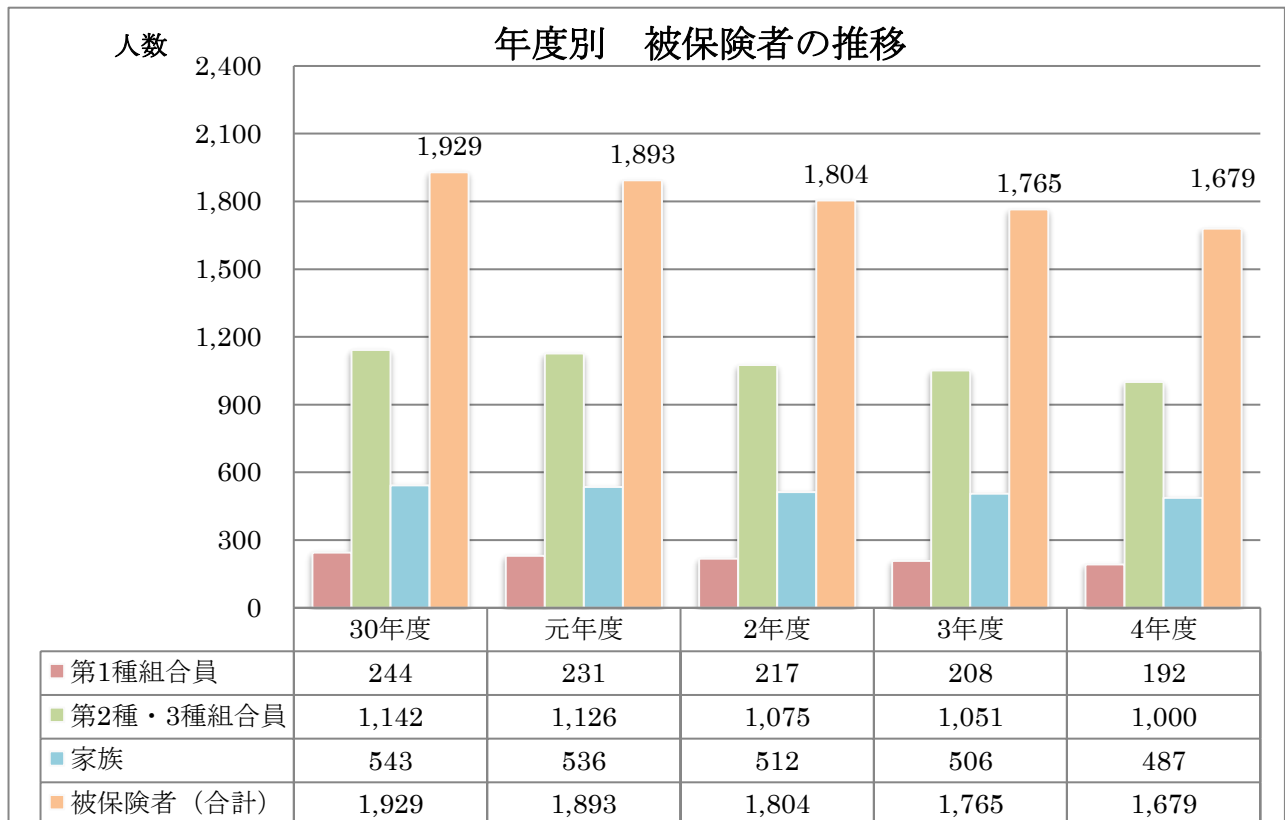
1 被保険者数（年間平均）

（単位：人）

年 度	組 合 員			家 族	総 数 (計)	再 掲			後期高齢 者組合員
	第1種 (事業主)	第2種 (薬剤師)	第3種 (非薬剤師)			未就 学児	介護 被保険者	前期 高齢者	
令和4年度	192	479	521	487	1,679	62	774	184	32
令和3年度	208	495	556	506	1,765	63	801	198	31
前年度増減	△16	△16	△35	△19	△86	△1	△27	△11	1
前年度比	92.3%	96.8%	93.7%	96.2%	95.1%	98.4%	96.6%	92.9%	103.2%

◇年度別被保険者の推移

（単位：人）



2 国民健康保険料の収納状況

（単位：円）

区 分	調 定 額	収 納 額	不納欠損額	収入未済額	収 納 率 %
現年度分	446,522,500	446,522,500	0	0	100.0%
滞納繰越分	0	0	0	0	0.0%
合 計	446,522,500	446,522,500	0	0	100.0%

3 (1) 保険給付費の状況 (4年度療養給付費)

（単位：件、円）

年 齢 別	件 数	費 用 額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
6歳未満	949	9,613,470	7,680,172	1,824,568	108,730
7歳～69歳	20,942	307,317,473	214,473,977	86,166,368	6,677,128
70歳以上（一般）	734	20,895,084	16,673,680	4,033,878	187,526
70歳以上（現役）	830	11,255,178	7,874,430	3,338,352	42,396
療養給付費全体	23,455	349,081,205	246,702,259	95,363,166	7,015,780

(2) 療養費

(単位：円)

区 分	件 数	支 給 額
柔道整備師	360	1,205,146
補 装 具	12	220,342
あんま・マッサージ	0	0
は り・灸	0	0
診 療 費	9	41,659
合 計	381	1,467,147

(3) その他の給付

(単位：円)

区 分	件数	支 給 額
出産育児一時金	19	7,980,000
葬 祭 費	6	360,000



4 保健事業

(1) 特定健康診査等実施状況・・・対象：40歳以上 75歳未満の被保険者

(単位：人、円)

区 分	対象者数	受診者数	受診率	補助金支給額
組 合 員	920	135	14.7%	1,282,028
家 族	104	23	22.1%	215,526
合 計	1,024	158	15.4%	1,497,554

(2) 健康診断（人間ドック）等実施状況

対象：30歳以上の被保険者及び後期高齢者組合員、年1回2万円（30歳代は1万円）(単位：人、円)

区 分	受診者数	内 訳		補助金支給額
		男性	女性	
30歳～39歳	81	16	65	765,355
40歳～49歳	146	35	111	2,138,755
50歳～59歳	135	39	96	2,110,225
60歳～69歳	68	23	45	1,066,139
70歳以上	18	8	10	284,709
合 計	448	121	327	6,365,183

(3) インフルエンザ予防接種費用補助

(単位：件、円)

対象者/補助限度額	申請者数	補助金支給額
65歳未満の被保険者 /1,000円	583	582,400

(4) 医療費通知 (単位：人)

回数	対象診療月	通知被保険者数
4回	1～12月	5,135

(5) ジェネリック医薬品差額通知 (単位：人)

回数	対 象 診療月	通知被保険者数	通 知 条 件
3回	4月、7月、11月	192	35歳以上で1薬剤200円以上 1被保険者200円以上

(6) 健康家庭表彰

対象世帯	内 容
76世帯	1年間無受診世帯に対し、5,000円相当の記念品贈呈

財 産 目 録

(1) 積立金

令和5年5月31日現在 (単位：円)

区 分	金 額	摘 要
特 別 積 立 金	158,251,987	静岡銀行
準 備 金 積 立 金	106,100,000	静岡銀行
事業運営積立金	130,431,648	静岡銀行、しずおか焼津信用金庫
退職給与積立金	17,400,500	しずおか焼津信用金庫
合 計	412,184,135	

(2) 決算剰余金

(単位：円)

区 分	金 額	摘 要
歳入歳出差引残額	238,524,624	次年度へ繰越

静岡県薬剤師国民健康保険組合被保険者加入規程の一部改正について

第1条の(家族の範囲)について、当国保組合の被保険者加入規程を法規程にあわせ、具体的な家族の範囲を示すため改正しました。

新	旧
<p>(家族の範囲)</p> <p>第1条 規約第7条の世帯に属する者とは、 組合員と同一世帯(同一住民票)で他の健康保険(社会保険、他の国保組合)に加入していない者とし、加入しようとする者の住民票の写し、その他加入に必要な書類を添付しなければならない。ただし、同一世帯でも、薬局等に従事している厚生年金適用者は除く。</p> <p>(削除)</p>	<p>(家族の範囲)</p> <p>第1条 規約第7条の世帯に属する者とは、次に掲げる者で、組合員と同一世帯にあり、かつ、主として当該組合員の収入により生計を維持するもの(以下「家族」という。)とし、加入しようとする者の住民票の写し、その他加入に必要な書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 直系の尊属及び卑属 (2) 配偶者(内縁関係を含む。) (3) その他社会通念上組合員に扶養の義務があると認められるもの</p>

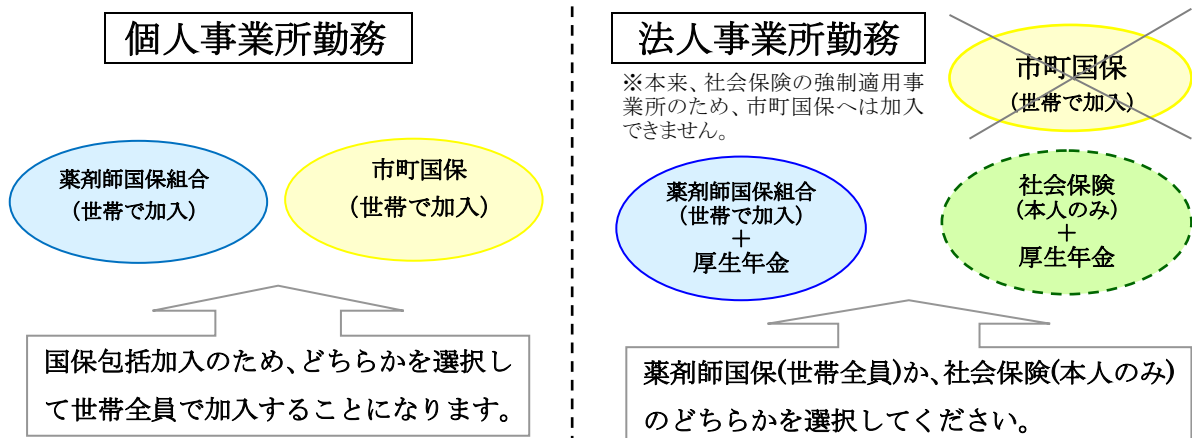
◎この改正により、同一世帯の家族は収入のあるなしに関係なく、**ひとつの国民健康保険に包括して加入**することになります。

同一世帯にも拘わらず、一定以上の収入があるために「**従業員組合員**」として**単独で加入していた者を、同一世帯者の「家族」として扱**うように令和6年4月より見直しをしていきます。ただし、組合員と同一世帯の家族であっても法人事業所に雇用され、**厚生年金保険料を納めている方は、引き続き「従業員組合員(※)」の扱い**になります。

(※薬剤師国保組合の中で、それぞれが単独の組合員となり、保険料も組合員ごとの賦課になります。)

事業主及び従業員の加入する健康保険の取り扱いについて

▶ 同一世帯内に市町国民健康保険に加入している家族がいる場合



※同一世帯内の**社会保険、他の国保組合**に加入している家族は、引き続き現在の保険に加入することになります。

※**世帯を分離**することによって、**国保組合と市町国保にそれぞれ単独で加入**することができます。

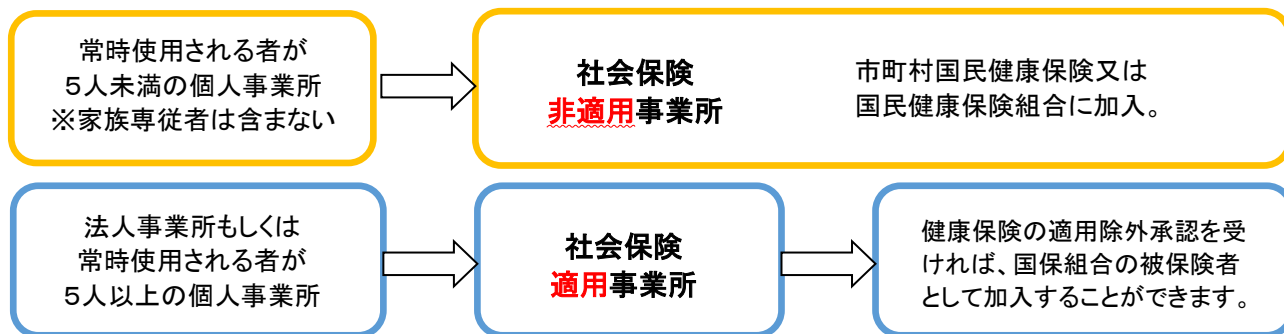
適正な被保険者資格確認の手続きを進めていくため、また健康保険の適用除外申請手続きを迅速に行うため、新規加入者の届出書類を一部変更します。以下の内容をご確認の上、ご協力をお願い致します。

組合届出様式の変更点	添付書類の変更点
<p>○加入時の現状書（様式第1号-2）及び（様式第2号-2）に項目を追加</p> <p>当国保組合に加入申し込みをしない家族が現在加入している健康保険先を記入する欄を追加。</p>	<p>○同一世帯を確認する書類の追加</p> <p>世帯全員の住民票（<u>続柄の省略不可</u>）</p> <p>○従業員の加入時に関わる「健康保険脱退証明書」の提出時期の緩和</p> <p>届出時にお手元がない場合は、他の届出書類を先に提出いただき、「健康保険脱退証明書」のみ手元に届き次第提出してください。</p>

健康保険の適用除外について

※厚生労働省保険局国民健康保険課課長通知により、法人事業所及び常時5人以上の従業員を雇用している個人事業所では、法令に基づく社会保険の強制適用事業所となり、社会保険への加入が義務づけられています。ただし、強制適用事業所に雇用される者となっても、医療保険については健康保険の適用除外に関する年金事務所の承認を受ければ、国保組合の被保険者として加入することができます。

【 医療保険の種類 】



注意！ 既に法人事業所となっていると、国保組合への新規加入はできません。

【 健康保険の適用除外の承認が必要な場合 】

個人事業所	法人事業所
<ol style="list-style-type: none"> 1 国保組合に加入している事業所の従業員が5人以上になる。 2 国保組合に加入している事業所が法人事業所に変更する。 3 上記1、2の事業所に新たに雇用された従業員。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 健康保険の適用除外承認を受けている事業所に新たに雇用された従業員。 2 2以上の事業所から報酬を受ける場合。 ※業種に関連のない業種の場合、承認が受けられず国保組合の資格を継続できなくなる恐れがあります。

上記に該当する場合は、「健康保険の適用除外申請」及び「各種変更届」の手続きが必要になりますので、必ず国保組合までご連絡をお願いします。

「健康保険の適用除外申請」手続きについて、特別な事情がない限り「**事実の発生から14日以内**」に届出を行うことが厳格化されました。これにより、期限内の届出ができなかった場合には健康保険の適用除外申請が受理されないことで薬剤師国保へ加入できなくなる恐れがありますので、年金事務所への届出は早急をお願いいたします。

歯科健診を受けましょう



令和4年度より30歳以上の方を対象に「歯科健診事業」が始まりましたが、事業開始初年度は42名が制度を利用されました。また、そのうち35名が健診後に、治療等で歯科受診をしています。

令和4年度歯科健診性別・年代別受診状況 (人)

	30代	40代	50代	60代	70代
男性	1	4	4	1	0
女性	12	9	3	7	1
合計	13	13	7	8	1

こんな症状はありませんか？

歯ぐきが
赤く腫れる
血が出る
触ると痛い

歯がグラつく

口臭

歯と歯の
すき間が目立つ

歯周病の可能性

歯周病は全身の健康に影響を及ぼします

- ・ 脳卒中
- ・ 誤嚥性肺炎
- ・ 心臓病(狭心症や心筋梗塞など)
- ・ 糖尿病
- ・ 非アルコール性脂肪性肝炎
- ・ 慢性腎臓病
- ・ 早産・低体重児出産
- ・ その他 がん、認知症、肥満
関節リウマチ、感染性心内膜炎
など

年に1回無料で歯科健診を受診できます

歯科健診の受診方法

必ず、事前に当国保組合に連絡して「歯科健康診査票」を受け取ってください。

健診内容	歯・口腔状況調査、保健指導
対象者	30歳以上の組合員及びその家族(当国保組合加入者)
申込み	<u>国保組合より「歯科健康診査票」を受け取り後、医療機関に直接予約申込をしてください。</u>
持ち物	歯科健康診査票・保険証
費用	無料 ※ただし、本人の希望等により同日に受けた治療に係る費用は自己負担です。

◇ご不明な点は、国保組合へお問い合わせください。

「かかりつけ歯科医」をもちましょう

1. 定期的な歯科健診を受けることで歯周病や虫歯になっても早期発見できお口の健康を保てます
2. 継続的に把握しているからこそ的確なアドバイスが受けられます
3. かかりつけ歯科医をもっている人のほうが生活習慣病などにかかる医療費が少ない傾向にあることが分かっています



事業者健診結果データ提供のお願い

事業主が従業員に対して行う事業者健診は、特定健診とは目的が異なりますが、健診項目はほとんど一致しています。事業者健診結果データを組合に提出していただくことで、組合員の皆様がいつでもマイナポータルでご自身の健診結果を閲覧できるようになり、主治医が本人同意のうえで健診結果を閲覧できるようになります。また、申請書と領収書を添付することによって、事業所で負担している健診費用に係る補助金の支給を受けることができます。

事業者健診のデータをご提出いただける事業主様は、組合までご連絡ください。健康診断終了後、補助金支給申請をしていない方は、ぜひともお早めにお手続きをお願いいたします。

○令和元年度～4年度の特定健康診査実施状況及び令和5年度目標値 対象者：40歳以上74歳以下

区 分		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度 (暫定値)	5年度 目標値
特定 健康 診査	対象者数	991人	964人	971人	914人	
	受診者数	446人	506人	498人	463人	
	受診率	45.0%	52.5%	51.3%	50.7%	70.0%

当国保組合に加入されているご家族の方も、すべての保健事業の対象になります。 詳しくは事務局にお問い合わせください。

インフルエンザ予防接種補助事業のお知らせ

新型コロナウイルス感染症がインフルエンザと同じ「5類感染症」に位置づけられましたが両感染症とも、まだまだ多くの感染者が見られています。インフルエンザウイルスの感染は当制度を利用し予防しましょう。

《対象者》 65歳未満の全被保険者

※65歳以上の方は市町で補助するため対象外。（お住まいの市町で申請方法が異なりますので各市町へご確認をお願いします。）

《補助限度額》 組合員1,000円 家族1,000円

インフルエンザ予防接種をした際に補助金を支給（年度内1回）

《申請方法》 事業所単位での申請にご協力ください。

インフルエンザ予防接種補助金申請書に領収書（原本）を添付して申請してください。

申請書は静岡県薬剤師国保組合のホームページからダウンロードができます。

注）領収書（原本）は1人1枚フルネーム入り・但し書きにはインフルエンザ予防接種代と記載されたものを添付して下さい。

《申請期間》 令和5年10月1日～令和6年2月29日



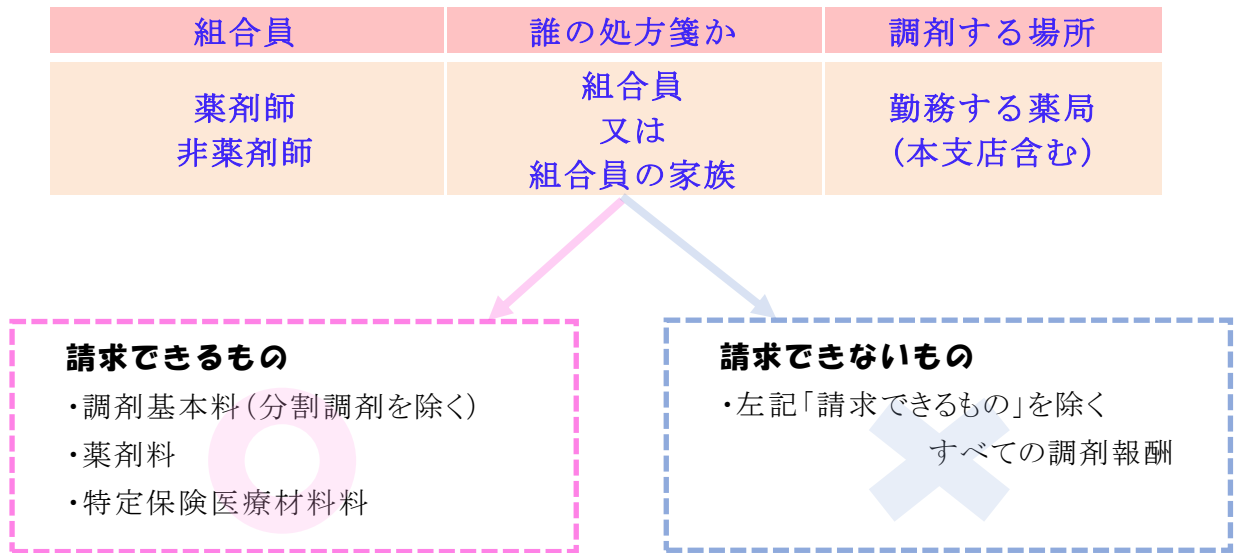


自家調剤における制限事項のお願い

日頃より組合員の皆様には「自家調剤における制限事項」にご協力いただきありがとうございます。当国保組合では医療費適正化に努めており「薬剤師だからこそできる取り組み」として、自家調剤報酬請求の一部自粛をお願いしています。

多くの事業所にご協力いただいているのですが、誤って薬剤調製料や薬学管理料等を算定している診療報酬明細書（レセプト）も多数見受けられます。自家調剤の請求範囲を再確認していただくと共に、事業所内の周知徹底をお願いいたします。

自家調剤の請求範囲



また、ジェネリック医薬品の使用割合（数量シェア）において、国が定める使用割合の目標値は80%ですが、当国保組合は未達成月が多くなっています。処方薬に後発医薬品がある場合は、積極的に後発医薬品を活用しましょう。

もしも交通事故にあっってしまったら…

- ① 警察に届け出る
「事故証明書」を発行してもらう
- ② 当国保組合に届け出る
「第三者行為による傷病届」の提出



交通事故や、第三者行為によるケガでも保険医療で治療を受けることができます。ただし、その医療費は原則として加害者が負担するべきものであり、国保組合は一時的に立て替えているに過ぎません。被保険者証を使用して受診した時には、必ず国保組合までご連絡ください。

交通事故以外の第三者行為となる事例

- ・自転車との事故
- ・他人の飼い犬に咬まれた
- ・落下物に当たった
- ・不当な暴力によりケガをした
- ・スキー、スノーボード等の接触事故
- ・飲食店などでの食中毒 など

医療機関からの診療報酬明細書に基づき、第三者求償の疑いがある方を対象に照会を行っています。速やかな回答にご協力をお願いします。

各種手続き一覧表

届出は **14日以内** に！

令和5年9月号 ☆各種様式はホームページよりダウンロードできます。※一部除外

<http://www.shizuyakukokuho.com/>



事 項		内容及び届出書類	添付書類
資格取得 *静岡県内に住所を有する者	事業主加入	<p>* <u>個人薬局の開設者又は管理者である、静岡県薬剤師会の会員の薬剤師</u></p> <p>【届出書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者資格取得届（様式第1号） ・加入時の現状書（様式第1号-2） 	<ul style="list-style-type: none"> ①薬局開設許可所の写し ②個人番号（マイナンバー）の確認書類 「通知カード」又は「個人番号カード（両面）」の写し ③身元確認書類（運転免許証・個人番号カード（両面）・パスポート等顔写真付きの証明証のうち、どれか1つの写し） ④世帯全員の住民票（続柄の省略不可） ⑤直前の健康保険の確認書類 <ul style="list-style-type: none"> ・現在加入中の「健康保険被保険者証」の写し ・喪失後の方は「健康保険脱退証明書」 ※届出時にお手元がない場合は、「健康保険脱退証明書」が手元に届き次第、提出
	従業員加入	<p>* <u>従業員を新たに採用したとき</u></p> <p>【届出書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者資格取得届（様式第2号） ・加入時の現状書（様式第2号-2） ・雇用内容証明書（様式第2号-3） ・適用除外承認申請書（法人薬局厚生年金該当者） 	<ul style="list-style-type: none"> ①個人番号（マイナンバー）の確認書類 「通知カード」又は「個人番号カード（両面）」の写し ②世帯全員の住民票（続柄の省略不可） ③直前の健康保険の確認書類 <ul style="list-style-type: none"> ・現在加入中の「健康保険被保険者証」の写し ・喪失後の方は「健康保険脱退証明書」 ※届出時にお手元がない場合は、「健康保険脱退証明書」が手元に届き次第、提出
	家族の加入	<p>* <u>組合員と同一世帯（同一住民票）で他の健康保険（社会保険、他の国保組合）に加入していない者</u> <u>ただし、同一世帯でも、薬局等に就いている厚生年金適用者は除く</u></p> <p>【届出書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者資格取得届 ・加入時の現状書 ・国民健康保険法第116条届（修学中の被保険者の特例） 	<ul style="list-style-type: none"> ① 個人番号（マイナンバー）の確認書類 「通知カード」又は「個人番号カード（両面）」の写し ② 世帯全員の住民票（続柄の省略不可） ③ 直前に加入している（いた）「健康保険脱退証明書」 ④ 大学生・専門学生等の場合は、学生証の写し
		<p>* <u>子供が生まれたとき</u></p> <p>【届出書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者資格取得届 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>個人番号（マイナンバー）の確認書類</u> 世帯の住民票（続柄と個人番号の記載あるもの） ※個人番号の取得に日数がかかる場合は、一時的に「母子手帳の写し（出生届出済証明のページ）」を提出
資格喪失	組合員及び家族	<p>* <u>組合員が退職したとき</u></p> <p>【届出書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者資格喪失届 ・退職証明書 	<p>（退職したとき）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者証
		<p>* <u>組合員又は家族が社保に移ったとき</u></p> <p>【届出書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者資格喪失届 ・脱退申請書（組合員のみ） 	<p>（社保へ加入したとき）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者証 ・健康保険加入証明書又は被保険者証の写し
		<p>死亡の場合・・・被保険者資格喪失届</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者証、死亡診断書の写し
住所変更	・住所氏名等変更届	・添付書類なし	
氏名変更	・住所氏名等変更届	・被保険者証	
被保険者証の再交付	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者証等再交付申請書 ・誓約書 	・添付書類なし	

各種手続き一覧表

届出は **14日以内** に！

令和5年9月号 ☆各種様式はホームページよりダウンロードできます。※一部除外

<http://www.shizuyakukokuho.com/>



事 項		内容及び届出書類	添付書類
保 険 給 付	療養費に対する給付	<ul style="list-style-type: none"> * <u>止むを得ない理由で保険証を持たずに治療を受けたとき</u> * <u>医師が必要と認めたギブス、コルセット、治療用補装具等を購入したとき</u> * <u>海外渡航中に診療を受けた時…渡航前に問合せのこと</u> ・療養費支給申請書 	<ul style="list-style-type: none"> ・領収書（原本） ・診療報酬明細書（レセプト） ・診断書、医師の同意書等（原本）
	高額療養費に対する給付	<ul style="list-style-type: none"> * <u>国保組合より通知後、手続き</u> ・高額療養費支給申請書 	<ul style="list-style-type: none"> ・領収書の写し ・課税所得証明書等 （国保組合で所得情報が確認できない場合）
		<ul style="list-style-type: none"> ・限度額適用認定申請書 ※<u>事前に国保組合に交付申請</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・課税所得証明書等 （国保組合で所得情報が確認できない場合）
	出産に対する給付	<ul style="list-style-type: none"> ①医療機関等への直接支払制度（本人の合意による） ②出産育児一時金支給差額申請書（50万円未満の場合） 	<ul style="list-style-type: none"> ①国保組合へ申請の必要はありません ②代理契約に関する文書の写し 領収書・明細書の写し 母子手帳の写し
死亡に対する給付	<ul style="list-style-type: none"> ・葬祭費支給申請書 	<ul style="list-style-type: none"> ・医師の証明又は死亡診断書の写し ・会葬礼状等 	
保 健 事 業	人間ドック補助	<ul style="list-style-type: none"> * <u>30歳代：年1回、1万円まで</u> * <u>40歳以上：年1回、2万円まで</u> ・健康診断補助金支給申請書 	<ul style="list-style-type: none"> ・質問票 ・健診データ ・領収書原本（<u>特定健診とその他の内訳あるもの</u>）
	郵送検診	<ul style="list-style-type: none"> * <u>30歳以上の被保険者及び後期組合員を対象に、年1回実施。国保だより（3月号）同封の「郵送検診申込書」にて受付</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・「郵送検診申込書」をFAX又は郵送
	インフルエンザ予防接種補助	<ul style="list-style-type: none"> * <u>65歳未満の被保険者を対象に、年1回、1,000円まで補助</u> ・インフルエンザ予防接種補助金支給申請書 	<ul style="list-style-type: none"> ・領収書原本（1人1枚フルネーム入り・但し書きにはインフルエンザ予防接種代と記載されたもの）
	健康ポイント	<ul style="list-style-type: none"> * <u>25歳以上の被保険者を対象に、ウォーキングや、健康診断の受診に対して、組合がポイントを付与。そのポイントをお好きな商品と交換</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・専用WEBサイトから被保険者が登録
	歯科健診助成	<ul style="list-style-type: none"> * <u>30歳以上の被保険者及び後期組合員を対象に、年1回助成</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ※<u>事前に国保組合に連絡をして、「歯科健康診査票」を受け取る</u>
そ の 他	産前産後保険料減免	<ul style="list-style-type: none"> ・産前産後休業取得者届 	<ul style="list-style-type: none"> ・母子健康手帳の写し ・厚生年金 産前産後休業取得者申出書／変更届の写し ※厚生年金非該当者の方はタイムカードの写し

健康ポイント制度を利用しましょう！



日々のウォーキングや、健康診断の受診等に対して、組合がポイントを付与します。そのポイントをお好きな商品に交換できるという目標意識をきっかけに、日々の健康づくりへの自主的な取り組みを促す、健康意識の向上と健康増進を目的とした事業です。

組合員全員が対象の制度です

(家族の方は、当該年度 25 歳以上が対象になります)

ご利用の流れ

①WEB サイトに登録

②健康アクション

③ポイント獲得

④好きな商品と交換

まずは登録！

サイトの初回閲覧で
500ポイントが
付与されます

- 健診受診
- ウォーキング
- 体重入力
など



※約 20000 点の商品からお選びいただけます



ポイント獲得方法

ウォーキングの実施や、体重の記録などでポイントが貯まります！

ポイントが自動付与されるもの	獲得ポイント
健康ポイントサイト初回ログイン	500P/初回ログイン時
1日10,000歩以上歩いた（専用アプリ or 自身にて入力）	3P/日
1日6,000歩以上歩いた（専用アプリ or 自身にて入力）	1P/日
生活習慣チャレンジ取組ポイント（2つまで）	各1P/日
体重の記録	1P/日
組合が確認後にポイント付与されるもの	獲得ポイント
特定健診受診券 or 健康診断補助金制度の利用	500P（1年に1回限り）
特定保健指導実施者のうち最後まで終了された方	1000P（1年に1回限り）

アカウント登録方法

※アカウント登録にはメールアドレスが必須になります。
※アカウント登録作業は、PC・スマホサイトから行ってください。

初回ログイン

団体ID: C10004D6E

認証キー-1: 保険証番号(8ケタ)+枝番(2ケタ)

認証キー-2: 生年月日(8ケタ)

ログイン

①初回ログイン

URL https://beac.benefit-one.inc/bo/bpf/auth/firstlogin/web/login?bo_service_code=hp

以下の内容を入力し、【ログイン】をクリックします。

団体 ID : C10004D6E
認証キー-1 : 保険証番号+枝番
認証キー-2 : 生年月日
(例 1975年4月1日 → 19750401)



ベネアカウント新規登録

メールアドレス: 今後IDとして使用したいメールアドレスID

パスワード: 今後使用したいパスワード

新規登録

②メールアドレスとパスワードの登録

今後 ID として使用したいメールアドレスとパスワードを入力して、【新規登録】をクリックします。規約へ同意し、ベネアカウントの仮登録が完了します。

本人確認

パスワード: 設定したパスワード

送信

③本人確認

②で登録したメールアドレスに、アカウント登録メールが届きます。メールに記載の URL をクリックして、本人確認画面に設定したパスワードを入力し、【送信】をクリックしてください。

ログイン

ログインID: IDとして設定したメールアドレス

パスワード: 設定したパスワード

ログイン

④氏名の確認

保険証に記載されている登録者の氏名を入力し、【送信】をクリックします。以上で登録完了になります。

⑤ログイン方法

ID・パスワードを入力し、【ログイン】をクリックします。健康ポイントサイトへログインができます。

URL <https://bopf.benefit-one.inc/auth/user/signin>



「ベネワン健康アプリ」を検索し、
専用アプリのダウンロードをお願いします。

Benefit one ☒ point.happylth-info@bohco.jp



iPhoneの方はこちら



Androidの方はこちら

